

平成 25 年 3 月 7 日

訓 令 第 1 号

御船町広告掲載取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する有料広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第 2 条 広告を掲載することができるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報みふね
- (2) 町が発行する印刷物
- (3) 町のホームページ
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で町長が適当と認められたもの

(広告掲載基準)

第 3 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

2 前項の規定に基づき、次のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝又は人材募集、その他これに類するもの

- (5) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (6) 比較広告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位の広告が2以上あるときは、申込み順によるものとする。

- (1) 事業内容が公共的性格を有する企業等
- (2) 町内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する企業等
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

(広告掲載の規格及び広告掲載料等)

第5条 広告掲載の規格、広告掲載料及び広告掲載期間等は、広告媒体ごとに基準を別に定める。

(広告の募集等)

第6条 広告の掲載の募集は、広告媒体ごとに広報みふね、町ホームページ等に掲載して行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿及び市町村税の納税証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告審査委員会の設置)

第8条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の審査を行うため、御船町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 広告媒体として活用可能な町の有する資産の決定に関すること。
 - (2) 広告募集に関すること。
 - (3) 広告掲載の可否に関すること。
 - (4) その他広告掲載に関すること。
- 2 審査会に委員長、副委員長を置き、委員は3名以上とする。

委員長	総務課長
副委員長	企画財政課長
委員	委員長が必要と認める者

- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 6 委員長は、必要に応じて、会議に関係者を出席させて、意見等を聴くことができる。
- 7 委員長は、審査会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、委員会に審査すべき事案について持ち回りにより審査させることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申込みがあったときは、前条の委員会での審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知(様式第3号)により結果を通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、前条第1項の掲載決定後、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告原稿等の作成及び提出)

第 11 条 広告主は、広告の原稿等を電子媒体により町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の原稿等の作成に係る一切の経費は広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第 12 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載内容の変更)

第 13 条 広告主は、広告掲載の内容を変更しようとするときは、広告掲載変更申込書(様式第 4 号)に変更後の原稿案を添えて町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により変更申込書の提出を受けたときは、審査会に意見を求め、掲載の可否を決定するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については、審査会の審査を省略できるものとする。

- (1) 文字の書体又は書式の変更
- (2) 誤字又は脱字等による変更
- (3) 広告デザインで文字部分の装飾又は網掛け等の変更
- (4) その他町長が軽微な変更と認めるもの

(広告掲載決定の取消し)

第 14 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第 3 条に規定する基準を満たさないと認められる場合
- (2) 指定した期限までに広告主が広告掲載料の納入又は原稿の提出をしない場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、行政運営上支障があると町

長が認める場合

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとし、取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告掲載料については、原則返還しないものとする。ただし、広告主の責めによらない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を返還することができる。

(庶務)

第 17 条 広告媒体への広告掲載に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

御船町長 様

申込者

住 所

氏 名

電 話

F A X

E メール

広告掲載申込書

広告を掲載したいので、御船町広告掲載取扱要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、御船町広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

記

1 広告媒体

2 広告原稿

添付広告原稿のとおり

3 広告の掲載希望内容

4 添付書類

市町村税の納税証明書

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

御船町長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告については、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

- 1 広告媒体
- 2 広告掲載内容
- 3 広告掲載料 円
- 4 広告掲載料の納入方法
- 5 納入期限 年 月 日
- 6 広告原稿提出期限 年 月 日
- 7 広告掲載条件

船町広告掲載取扱要綱及び広告媒体毎に定める要領等に従うこと。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

御船町長

印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告については、下記の理由により掲載しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 広告媒体
- 2 非掲載の理由

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

御船町長 様

申込者

住 所

氏 名

電 話

F A X

Eメール

広告掲載変更申込書

年 月 日付けで決定を受けた、有料広告の掲載について、次のとおり変更したいので、別添の原稿案を添えて申し込みます。

記

- 1 広告媒体
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 添付書類 別添のとおり